

令和3年第11回霧島市農業委員会定例総会

日 時	令和3年11月30日（火） 午後1時40分
出席委員 (19名)	1番 二月田 努 2番 中 園 真 一 3番 相 良 悟 4番 鎌 田 陽 一 5番 中 村 優 志 6番 田 代 一 友 7番 松 下 さえ子 (会長職務代理者) 8番 有 村 啓 太 9番 東 鶴 昭 雄 10番 上 原 雄 二 11番 清 水 和 子 12番 岡 村 勝 敏 13番 山之内 悟 14番 笹 峯 久 雄 15番 大 山 茂 美 16番 長 崎 恵里子 17番 今 村 浩 一 18番 常 盤 信 一 19番 槐 島 睦 夫 (会 長)
欠席委員 (0名)	
事 務 局 振興農地グル ープ	事務局長 内田 大作 次長兼グループ長 古江 洋一 サブリーダー 有村 真一 サブリーダー 中村 真貴子 主 査 剥岩 泰三 主 査 山下 良太 主任主事 水迫 時巳 主 事 鶴瀬 祐樹
議事日程	「諸般の報告」「事務局報告」 1 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転・中間管理権の設定）の意見決定」について 2 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について 3 「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出の意見決定」について 4 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について 5 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について 6 「農地法第5条農地転用事業計画変更承認申請の許可決定」について 7 「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定」について

開会 13時40分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長（会長）	それでは令和3年第11回霧島市農業委員会総会を開催いたします。本日の出席農業委員は19名となります。よって本会は、農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立しております。本日の議事日程につきましては、配布いたしました議案書のとおりとなっております。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いします。事務局。

事務局	〔事務局より議案の修正等を報告〕
議長（会長）	次に議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員を議長から指名させて頂くことをご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご異議なしの声がございましたので、本日の議事録署名委員は15番委員と16番委員の両名を指名いたします。よろしく願いいたします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	〔会長が出席した会議等について報告〕
議長（会長）	事務局報告が終わりました。それではさっそく議事に入ります。

△ 議案第1号 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転・中間管理事業）の意見決定」について

議長（会長）	議案第1号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。今月は所有権移転5件、利用権設定27件、中間管理権の設定20件の計52件について、市長より意見を求められております。また、農地法第18条6項の解約通知が20件提出されております。これらにつきましては、農地利用最適化推進会において審議されておりますので、一括して事務局よりその報告を求めます。事務局。
事務局	はい、議案第1号農業経営基盤強化促進法第18条第1項農用地利用集積計画の意見決定につきまして報告いたします。農地利用最適化推進会におきまして、基盤強化法の所有権移転5件、筆数7筆、面積16,517㎡、利用権設定27件、筆数38筆、面積59,584㎡、中間管理権の設定20件、筆数29筆、面積33,204㎡、このことにつきまして、現地調査及び協議された結果、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているため、妥当と判断されましたので報告いたします。以上です。
議長（会長）	事務局の報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見・ご質疑はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ありませんので、質疑を終了いたします。只今の報告では、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているとのことです。お諮りいたします。議案第1号農用地利用集積計画の意見決定については、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって本案件は承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

△ 議案第2号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請12件が提出されましたのでこの処分について審議を求めます。それでは調査委員の意見・報告を求めます。まず国分の1と2を4番委員。
4番委員	1番と2番を続けて報告いたします。1番。譲受人の住所と申請地の地区が違いますので、現地調査は17番委員に行ってもらいました。申請地は川原小学校の西に位置し、現況は不耕作地であるが草払いはされていまして。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,311㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないとされるため、許可相当と思われる。 続いて2番を報告いたします。この申請も譲受人の住所と申請地の地区が違いますので、現地調査は13番委員に行ってもらいました。申請地は敷根保育園の西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもの

	で、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は5,140㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	同じく国分の3を13番委員。
13番委員	3番を報告いたします。申請地が清水のため現地調査は18番委員にさせていただきました。申請地は国分中学校の北西に位置し、現況は畑である。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,506㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	同じく国分の4を17番委員。
17番委員	4番。申請地は萩之元公民館の東に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は7,375㎡で下限面積要件を満たしています。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上。
議長（会長）	次に、溝辺の5を1番委員。
1番委員	5番を報告します。申請地は竹子小学校の東に位置し、現況は畑である。申請地には譲受人が令和10年6月までの使用収益権を設定している。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は20,853㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	同じく溝辺の6から8までを3番委員。
3番委員	6番を報告いたします。申請地は麓原自治公民館の東に位置し、現況は畑である。申請地には※※さんが使用収益権を設定している。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は203,405㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 続きまして7番。申請地は石峯自治公民館の南に位置し、現況は畑である。申請地には、※※さんが令和5年2月まで使用収益権を設定している。なお、今回の申請に当たって解約通知が提出されている。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,125㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 8番。申請地の現地の担当は14番委員が実施されております。申請地は溝辺小学校の北に位置し、現況は畑である。申請地には、※※さんが令和8年6月までの使用収益権を設定している。※※さんは申請者のお父さんになります。なお、今回の申請に当たって解約通知が提出されている。受人の※※さんは4名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,251㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条

	第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に横川の9と10を12番委員。
12番委員	<p>9番と10番を続けて報告します。まず9番です。申請地は宮久自治公民館の南に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは4名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は13,948㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>続きまして10番です。申請地は前川内集落センターの北東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,377㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、霧島の11を6番委員。
6番委員	<p>11番を報告いたします。申請地は市営梅之木団地の西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は5,220㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、隼人の12を7番委員。
7番委員	<p>12番について報告します。申請地は山下公民館の南西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は4,764㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	はい、ご苦労さまでした。意見報告が終わりました。只今の報告についてご意見やご質疑はございませんか。よろしいですか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それではご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定いたしました。

△ 議案第3号 「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

議長（会長）	次に、議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」を議題といたします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の農用地除外2件について、市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。牧園の1と2を6番委員。
6番委員	1番を報告いたします。申出地は、鹿ノ屋尾谷口公民館の北東に位置しており、現況は田である。

	<p>除外目的は山林にするものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は第2種農地のその他の農地に該当すると思われる、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして2番を報告いたします。1番と2番は隣接地であります。申出地は、鹿ノ屋尾谷口公民館の北東に位置し、現況は田である。除外目的は山林にするものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は第2種農地のその他の農地に該当すると思われる、転用可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。以上報告します。</p>
議長（会長）	はい、意見報告が終わりました。只今の報告についてご意見・ご質疑はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それではご意見等ないようですので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」の農用地除外2件については、「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、全員賛成であります。よって、本案件は「承認」という意見を市長に答申することに決定いたしました。

△ 議案第4号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が2件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。国分の1を17番委員。
17番委員	1番。申請地は萩之元公民館の北東に位置し、現況はもう既に宅地である。なお、昭和61年11月頃、建物を建築してしまったという始末書が添付されている。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は農家住宅と通路にするものであり、既に実行済である。隣接する宅地を一体利用するもので、全体計画面積は1,201.01㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、霧島の2を2番委員。
2番委員	2番。申請地は祓谷自治公民館の南に位置し、現況は田である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するもので、計画性も妥当であるため、実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上報告いたします。
議長（会長）	はい、意見報告が終わりました。只今の報告につきましてご意見・ご質疑はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それではご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定いたしました。つきましては、12月6日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△ 議案第5号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請が22件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。まず、国分の1を4番委員。
4番委員	1番を報告いたします。申請地は国分南中学校の東に位置し、現況は造成済である。なお、平成12年12月22日付けで建売住宅1棟で5条許可を受けていますが、資金面の折り合いがつかず造成のみ履行したとの経緯書が添付されている。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は建売住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	次に隼人の2を5番委員。
5番委員	2番を報告します。申請地は松山公民館の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は農用地区域内農地の一時転用に該当すると思われる。転用目的は貸資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。一時転用の期間は、令和3年12月6日から令和6年1月30日までで、一時転用終了後、農地へ復元する計画のため妥当であると思われる。以上です。
議長（会長）	次に国分の3と4を4番委員。
4番委員	3番と4番を続けて報告いたします。3番です。申請地は舞鶴中学校の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。 続きまして4番を報告いたします。申請地は広瀬公民館生活改善センターの北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲6区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	同じく国分の5を13番委員。
13番委員	5番を報告いたします。申請地は下井公民館の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は建売住宅2棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	同じく国分の6を17番委員。
17番委員	6番です。申請地は名波ハイタウンの西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅と通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしているこ

	とから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく国分の7から9を18番委員。
18番委員	<p>7番から9番まで続けて報告いたします。7番です。申請地は重久団地の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲10区画と通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>次、8番。申請地は新清水団地の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>9番。申請地は国分中央高校小畑実習農場の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲3区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、溝辺の10を8番委員。
8番委員	10番を報告いたします。申請地は前原団地の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、隼人の11から15を5番委員。
5番委員	<p>11番を報告します。申請地は隼人中学校の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲3区画、通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続いて12番を報告します。申請地は真孝公民館の東に位置し、現況は畑である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲1区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして13番と14番は受け人が同一なのでまとめて報告いたしますが、隼人の13番が賃貸借で14番が所有権移転です。申請地は松山公民館の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。13番は隣接する5条申請地を一体利用するもので、その同意は得られている。全体計画面積は970㎡である。14番は隣接する5条申請地を一体利用するもので、その同意は得られている。全体計画面積は970㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p>

	<p>続きまして15番を報告します。申請地は新川公民館の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は貸資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上報告いたします。</p>
議長（会長）	同じく隼人の16から18までを7番委員。
7番委員	<p>16番について報告します。申請地は山野公民館の東に位置し、現況は田である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅と倉庫を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして17番を報告いたします。申請地は東郷団地の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地拡張するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接する5条許可地を一体利用するので、全体計画面積は955㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして18番について報告いたします。申請地は西光寺公民館の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	同じく隼人の19から22までを10番委員。
10番委員	<p>19番から22番まで続けて報告いたします。まず19番。申請地は隼人中学校の北に位置し、現況は田である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲3区画と通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして20番。申請地は川尻公民館の北に位置し、現況は造成済である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は共同住宅1棟と資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして21番。申請地は旧霧島市水道部の東に位置し、現況は造成済である。なお、年月日不詳で砂等を搬入し整地し、駐車場として利用していたため始末書が添付されている。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして22番。申請地は隼人図書館の北東に位置し、現況は田である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措</p>

	置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上報告を終わります。
議長（会長）	はい、只今意見報告が終わりました。只今の報告についてご意見・ご質疑はございませんか。
13番委員	はい。
議長（会長）	はい、13番委員。
13番委員	1番について地図を映していただけますか。この農地が1種農地ということですが、どのような理由で1種農地なのかお伺いしたいのですが。
議長（会長）	はい、それでは事務局。
事務局	はい、説明いたします。まず、こちらの農地につきましては、土地改良事業が入っております。土地改良事業が入っているものにつきましては、面積の広がりがなくとも1種農地ということになるんですが、更にこちらは農地の広がりがございます、土地の広がりには面的な広がりを見ますので、今回の申請についてはですね、西側と東側が畑ですが、畑の広がりを見ると1種農地として判断せざるを得なかったということになります。以上です。
議長（会長）	よろしいでしょうか。
13番委員	はい。
議長（会長）	はい、それではほかにごございませんか。よろしいですか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それではご意見等ないようですので質疑を終了いたします。それではお諮りいたします。議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定いたしました。つきましては、12月6日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△ 議案第6号 「農地法第5条農地転用事業計画変更承認申請の処分決定」について

議長（会長）	次に議案第6号「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理に基づく、農地転用事業計画変更承認申請が6件提出されましたので審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。まず隼人の1と2を5番委員。
5番委員	1番を報告します。申請地は富隈分団川尻部消防車庫の東に位置し、現況は田と畑である。転用目的は建売住宅3棟を建築するものである。農地区分は、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。周囲の農地の用水路・排水路は確保されている。家庭用排水は浄化槽を通じて既設排水路に流す計画のため問題ないと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。 続きまして2番を報告します。申請地は新川公民館の南東に位置し、現況は不耕作地である。転用目的は貸資材置場を建設するものである。農地区分は、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。周囲に農地がないため特に問題はないと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上、報告します。
議長（会長）	同じく隼人の3と4を7番委員。
7番委員	3番を報告します。申請地は山野公民館の東に位置し、現況は不耕作地である。転用目的は建売

	<p>住宅6棟を建設するものである。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。家庭用排水は浄化槽を通じて側溝に流す計画のため問題ないと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。</p> <p>続いて4番を報告いたします。申請地は東郷団地の北西に位置し、現況は不耕作地である。転用目的は宅地拡張をするものである。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。家庭用排水は浄化槽を通じて側溝に流す計画のため問題ないと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	同じく隼人の5と6を10番委員。
10番委員	<p>5番と6番を続けて報告いたします。まず5番です。申請地は川尻公民館の北に位置し、現況は造成済である。転用目的は共同住宅1棟と資材置場を建設するものである。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。周囲の農地の用水路・排水路は確保されている。家庭用排水は下水道を通じ流す計画のため問題ないと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。</p> <p>続きまして6番を報告いたします。申請地は宇都山公民館の南東に位置し、現況は不耕作地である。転用目的は現場事務所1棟と駐車場を建設するものである。農地区分は農用地域内農地の一時転用に該当すると思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。一時転用の期間は、当初令和3年4月9日から令和3年12月31日までであったが、令和4年6月30日まで期間を延長するものである。以上報告します。</p>
議長（会長）	調査委員からの意見報告が終わりました。只今の報告についてご意見・ご質疑はありますか。
6番委員	はい。
議長（会長）	6番委員どうぞ。
6番委員	1番の申請なんですけど、道はどこにあるのですか。
5番委員	申請地の南側にあります。
6番委員	わかりました。
議長（会長）	ほかにございませんか。よろしいでしょうか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第6号「農地法第5条の事業計画変更承認申請の処分決定」については、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、全員賛成であります。よって、本案件は、承認することに決定いたしました。

△ 議案第7号 「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定」について

議長（会長）	次に、議案第7号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定」についてを議題といたします。農地法第30条第1項の規定に基づき、農地の利用状況調査の結果に伴う、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定について、当委員会での審議を求めます。それでは、まず事務局の説明を求めます。事務局。
事務局	はい、農地法第30条第1項の規定に基づいた農地の利用状況調査の結果、既に森林・原野の様相を呈しているなど、農地に復元することが著しく困難で、その土地の周囲の状況から見て、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれた農地は、地目田392筆、349,

	677.43㎡、地目畑333筆、315,853.90㎡、合計で725筆、665,531.33㎡となりました。この725筆につきましては、周囲の農地の集団性や農作業への影響は軽微であると考えられることから、農地法第2条第1項に該当しない旨判断しましたので、ご審議をよろしく願いいたします。以上です。
議長（会長）	はい、只今事務局から説明がありましたけれども、皆様の方から何かご意見、ご質疑はございませんか。少し討論の時間を設けますが、いかがでしょうか。
6番委員	はい。
議長（会長）	はい、6番委員。
6番委員	昔、非農地判断をしたときに、持ち主に非農地通知を出したときに、非農地にする気はないということと言われたことがあったので、気をつけて出していきたいと思います。
議長（会長）	はい、それではもう一度そのところを詳しく説明をお願いします。事務局。
事務局	はい、ここまでの一連の流れを申し上げますと、6月から8月にかけて利用状況調査を委員の皆様に行っていただきました。その入力結果を元に事務局の方で筆ごとに対象農地を抽出しております。皆さんの調査結果は、航空写真等で再度確認をし、その後、更に農政畜産課や耕地課にもう1回農振農用地区域内は見てもらっています。推進会で報告した数値を精査しておりますとお伝えしたのは、今申し上げた確認作業のことになります。航空写真で確認できないものは、現地に確認にも行っております。人間がすることなので、100パーセントとは申し上げられませんが、慎重に確認しておりますので間違いはないと思っております。以上です。
議長（会長）	よろしいでしょうか。ほかにございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定については、農地法第2条第1項の農地に該当せず、非農地であるとの判断です。このことについて、賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、議案第7号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定について」は、非農地とすることに決定いたしました。以上で、令和3年第11回定例総会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。次に「その他」はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それではないようですので、令和3年第11回霧島市農業委員会定例総会を終了いたします。本日はこれにて散会いたします。お疲れ様でした。
事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。

閉会 14時45分

15番

16番

19番